

○佐世保市行財政改革推進会議条例

平成30年3月27日条例第41号

改正 令和2年3月19日条例第7号

佐世保市行財政改革推進会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、佐世保市附属機関設置条例（平成30年条例第40号）第2条第1項の規定により設置される佐世保市行財政改革推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、市が行財政改革を推進するにあたり、幅広い意見を求めるため、次に掲げる事項について調査審議を行い、市長に助言等を行うものとする。

- (1) 行財政改革の推進に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 推進会議は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 会長は、専門的事項を分掌させるため必要と認めるときは、推進会議に部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、会務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を必要に応じて推進会議に報告する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちあらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

6 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(会議の公開)

第7条の2 推進会議及び部会の会議は、公開とする。ただし、推進会議又は部会において必要があると認めた場合は、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第8条 推進会議及び部会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、行財政改革推進局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。